

| | | | |
|------|--------|-----|----------------------|
| 人口総数 | 64,931 | 世帯数 | 17,914 |
| 男 | 31,026 | 面積 | 16.07km ² |
| 女 | 33,905 | | |

あしや

昭和44年 1月5日 第230号

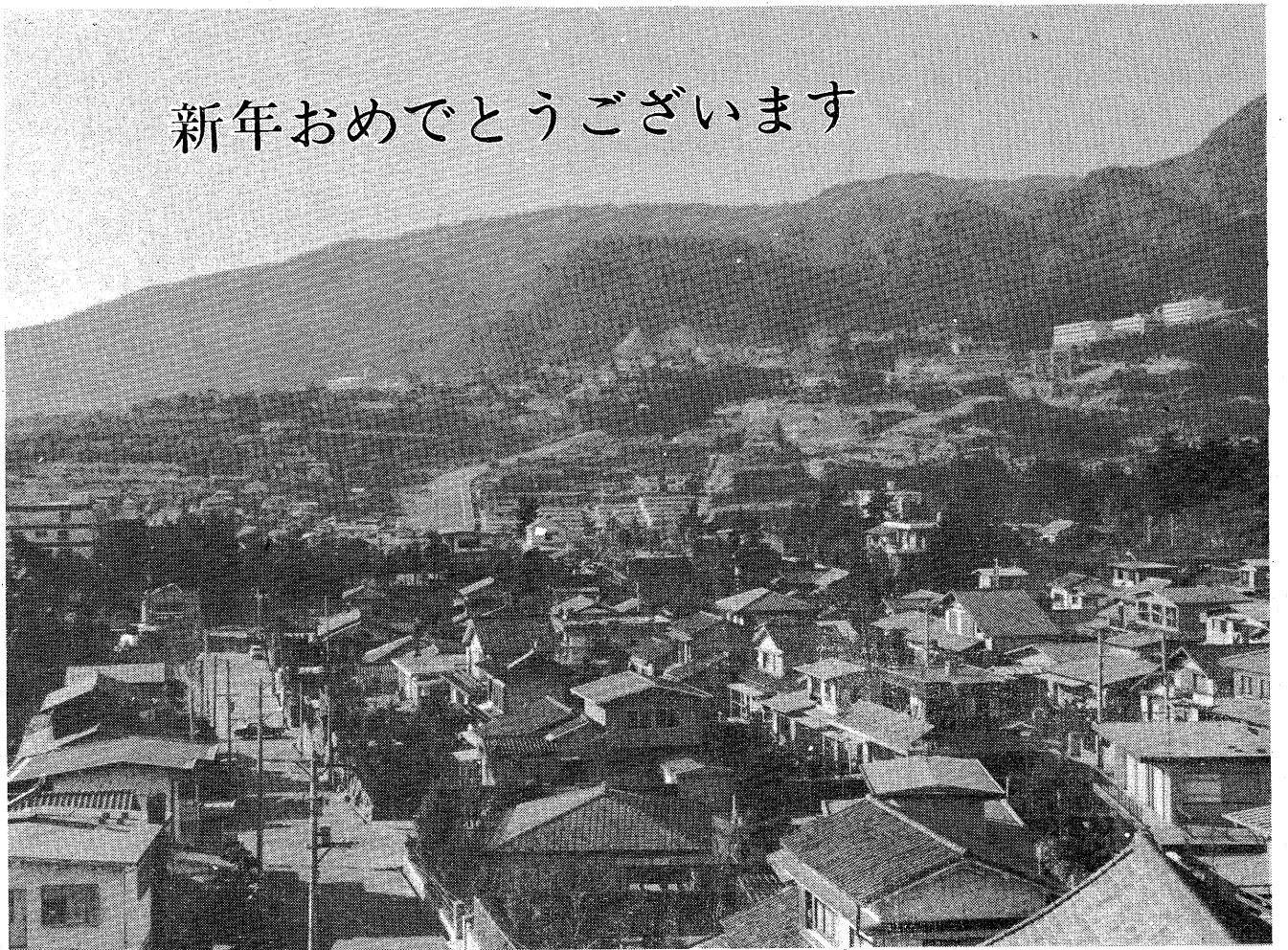
発行所 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報室 印刷所 一出版印刷株式会社 毎月1回5日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可(定価2円)

芦屋市民憲章

わたしたち芦屋市民は

- 文化の高い教養豊かなまちをきざしましょう
- 自然の風物を楽しみ、まちなみと花をつつみましょ
- 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょ
- 健康で明るく幸福なまちをつくりましょ
- 災害や公害のない清潔で安全なまちにましょ

新年おめでとうございます



めざす、太陽と緑がいっぱいのまちづくり

新年のごあいさつ

芦屋市議会議長 神井清太郎



からお祈り申しあげます。
本年も、わが国の政情は多事多難であることが予想されますが、わが芦屋市におきましても、いろいろな懸案が山積しております。そのうちでも、六万

明けましておめでとございます。希望に満ちた昭和四十四年の新春を迎えるにあたり、まずもって市民のみなさまのご多幸を、心

市民待望の海浜の埋立事業が、いよいよ本年こそ原

の手によって着工される運びとなりましたことは、国際文化住宅都市建設をめざす当市の将来にとりまして、市民のみなさまとともに、まことによろこびにたえないところでございます。

わたくしたち議員も、昭和四十四年こそ本市の飛躍の年として、市民のみなさまの福祉を増進し、豊かな市民生活の実現を期すとともに、市勢の発展のために最善の努力を傾注する所存でございますから、なにとぞ倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげさせていただきます。

明けましておめでとございます。めまぐるしい時代の交錯、なかにも来年には万国博もひかえる阪神都市圏の近代的変容にさきがけて、わが芦屋市は、新しい時代の需要にこたえる態勢を着々整えようとしています。海

「健全なる飛躍を」
芦屋市長 渡辺万太郎



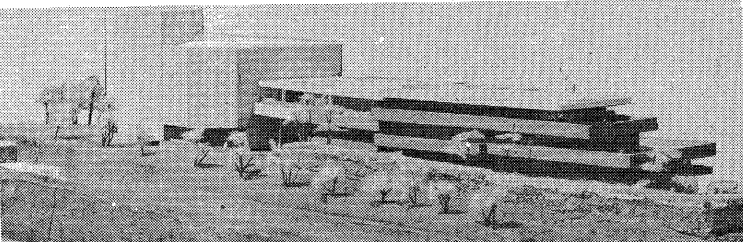
としてとりあげたいものは、交通革命に
政運営にあたりましては、長期の視野から将来の行政、財政のみとおしを立て、経済性と能率をモットーに「健全なる飛躍」をめざし、心をこめた市民サービスに徹してまいります。なにとぞ、変わらぬご協力をお願い申し上げます。

明春こけらおとし

市民大ホール建設に着手

地域文化をはぐくむ殿堂に

市民大ホール建設の北側にホールを構えます。その利用方法を説明します。ホールは、市民のたのみに親しまれ、しかも使ひみちの広いものでなくてはなりません。市議会では特別委員会を設置して慎重に審議された結果、エレベーターをつけること、楽屋を舞台近くにもつこと、など設計図に手直しを加えるほかは了承を得ました。



ホールは会館北側にできます

市民憲章

市役所では、政府の閣議に相当する部長会議を毎週開催しているが、年末、その席上で市長がい出したことがある。「昭和四十五年の万国博に芦屋のまち全部を出品する」という意気込みで市政を進めたいが、これに賛同する市民運動、が、あがってくることを願っている。市民憲章を軸にした、いい推進プランはないだろうかという提案で、よりよい知恵を寄せ合うことになった。

成人おめでとう

正月 15日

成人式
▼とき 1月15日(祝)午前10時から正午まで
▼ところ 精道小講堂
▼内容 ①記念式典 ②記念行事…講演「アメリカの若者たち」…京都大学教授会田雄次氏 音楽「組曲第3番」…芦屋室内合奏団、指揮中島良能氏
▼該当者には年賀状で案内しましたが、もし1月5日までに届かない場合は、市立公民館(電話⑤236)へお問い合わせください。

新有権者のつどい
▼とき 1月19日(日)午前10時から
▼ところ 市民会館第9集会室
▼司会 桃山学院大学教授黒住章氏
出席希望の方は市選挙管理委員会へ。
新有権者としての自覚
▼しめ切 1月31日(消印有効)
▼提出 神戸市生田区下山手5の1 兵庫県選挙管理委員会へ
▼枚数 200字詰原稿用紙10枚以内

祝日には国旗を掲げよう

身近な多種多様な社会体育

気軽に参加しましょう

「一年の計に体力づくりをおけた方が多い」と思いますが、そうでもない方も、新しい年を充実したものにしたい。ぜひ体力づくりを一年の計画にお加えください。

これは何か運動しようかと考えている方のために、今月号は社会体育のあれこれをお話しましょう。この中に挙げた社会体育施設や競技会などは、すべてみなさんのために用意されたものですから、気軽にご利用ください。

手軽な運動から

近ごろ、PTAなどでバレエボールを楽しくおこなう方がふえています。でも、全体からみれば、スポーツや体操をしている人はまだまだ多くありません。

健康や体力は毎日の生活の基礎になるものです。多くの方は、運動も何もないまま、自分に適している体力づくりの心をかけている人は少ないです。体力を維持したり強いたりするには、栄養や休養とともにからだを動かすことが必要です。運動すると、肉体的には体格がよくなる、

運動は継続して

体力づくりは、運動を継続して行なわなければなりません。一時行なわなければなりません。一時行なわなければなりません。一時行なわなければなりません。

教育のページ

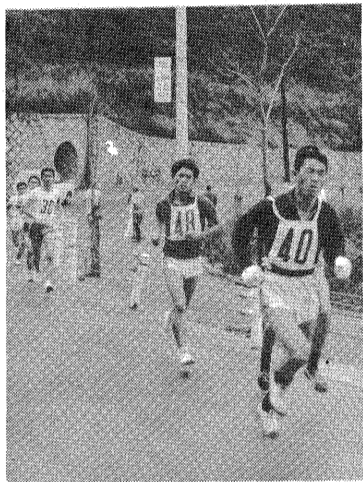


家庭婦人も積極的に体力づくり(婦人健康体操教室)

校庭で開かれています。少年少女バスケットボール教室、昨春開講され、市バスケットボール協会や若葉女子学園の協力で、毎月一回、同園中央体育館で練習しています。

少年剣道教室：日曜日の午前中、青少年センター武道場で気合のこもった練習を続けています。

このほか、市内には次のような十六のスポーツ団体が、年



寒風を走って走る市民マラソン

市の社会体育施設

毎年、市民体育祭(十月十日)をはじめ、社会人野球大会、水練学校、健康週間(八月一日〜七日)の諸行事や早朝ランニング、少年野球大会など、数多くの社会体育行事が行なわれるのを存知だと思えます。こうした社会体育行事は、おもに市の社会体育施設で開かれます。次にその施設をご紹介しますが、これらはみなさん利用してください。

▽市民グラウンド：軟式野球場、バレーボールコートが設けられました。本市唯一の総合広場です。

▽青少年センター体育室：先月開設されたばかりの施設。ここには各種の体力診断テスト用具を揃えており、科学的な体力づくりに役立ててください。

▽青少年センター武道場：毎週

一般に体重の四十五%が筋肉で、その筋肉の力を出すので体格差が体力差になるといわれています。ここで体力というのは人間の基礎となる身体的能力で「ストレスに耐えて、生命を維持していく」といって、積極的に仕事をし、「行動力」のことです。

しかし、体育で期待されるのは主として行動力の面であると思えます。それは、エネルギー的なもの(力づくり)と、ス

キルのなもの(動きづくり)の総合されたものでありましょう。

年少時の体力づくりが、本気で母子体操や子供のくりがかんじん、広場、スポーツ教室が開かれています。実は幼児から小学生低学年まで、この時期に体育の重要性が叫ばれているからには、かなり遅い。持久力は後年になっても養われ、可能性がありますが、巧緻(こうし)性、平衡

体力のはなし

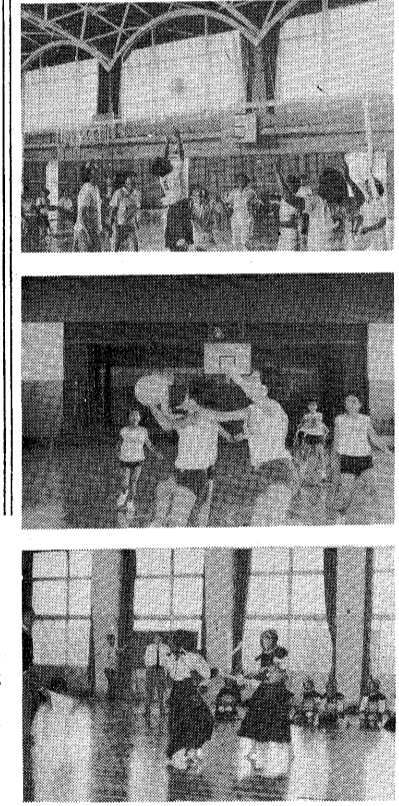
性徴しよう性などからだのコントロール力が養われるのはこの時期だとされています。平素から戸外運動をしない子供は小学校五、六年になつていろいろと訓練されても遅い感じがして、維持していくかたど、積極的に仕事をし、「行動力」のことです。

しかし、体育で期待されるのは主として行動力の面であると思えます。それは、エネルギー的なもの(力づくり)と、ス

市民ハイキング

◇とき 一月十九日(日) 雨のときは二十日集合 午前八時三十分(阪急若原川駅改札前)◇コース 若原川御影(住吉高)一本庄橋(七曲)一六甲最高峰一有馬の行程 十六、一般向き◇会費 おお六十円、子ども五

上から婦人バレーボール教室、少年少女バスケットボール教室、剣道教室の稽古風景



上から婦人バレーボール教室、少年少女バスケットボール教室、剣道教室の稽古風景

市民スキーの会

市教委と若原スキークラブの共同で、市民スキーの会を開きます。◇とき 二月一日(土)午後三時市役所前集合 二日(日)まで。一泊二日◇スキー場 神鍋山◇会費 千八百円◇定員 五十五人◇申込 一月十三日から市教委体育保健課(電話〇二二二)で受けつけ。定員になりしだいしめ切り。詳細は同課へ。

社会教育団体の登録

市民を主体に組織されている社会教育団体は、公民館や青少年センターなどの施設を原則として無料で利用できますが、それには一年ごとに教育委員会に登録しておく必要があります。◇十四年度の登録を一月二十日までに(土曜日の午後と休日を除く)毎日午前九時から午後四時半まで市役所分庁舎一階市教育委員会社会教育統括班(電話〇二二二)で受けつけています。くわしいことお問い合わせは同班へ。

アルバイ

役所などの事務補助アルバイトを募集しています。ご希望の方は一月二十日までに履歴書を持って市人事課へお越しください。

青少年書きぞめ大会

1月12日(午前9時から)

市立青少年センター武道場

市内在住の小、中学生

市民ハイキング

◇とき 一月十九日(日) 雨のときは二十日集合 午前八時三十分(阪急若原川駅改札前)◇コース 若原川御影(住吉高)一本庄橋(七曲)一六甲最高峰一有馬の行程 十六、一般向き◇会費 おお六十円、子ども五

全国婦人会議 出席者を募集

労働省、NHKでは、第七回国婦人会議の出席者を募集しています。会議は、四月十日から十一日の二日間、自主的な生活設計をテーマに大阪商工会議所で開催されますが、出席ご希望の方は次の応募資格がります。

◇満二十歳以上の婦人で、次の所感文(どれか一つ)をおよせたいだいた中から選びます。①私の人生設計の職業と家庭生活の調和をどうするか②新しい時代の主婦業はどうか③お金の使い方④市民としての生活設計 ⑤所感文は四百字詰三枚以内で略歴、所属する団体、グループ名を添付してください。◇送付先 神戸市東区二宮町一丁目、兵庫県労働基準局庁舎内、兵庫県婦人少年室(二月五日までに送付してください)。

▽学科と修業年限 保健学科 一年、看護学科 三年、看護学科 二年、三年▽募集人員 各四十人▽応募資格 保健学科：高等学校卒業生、看護学科：養成所を卒業した人(卒業見込を含む) 看護学科：高等学校卒業生(卒業見込を含む) 看護学科 二年：免許取得後三年以上看護業務に従事している看護婦が看護婦で高等学校卒業生▽願書受付 保健学科と看護学科は一月二十五日まで、看護学科 二年は二月一日〜十五日▽申込み問い合わせは尼崎市森野通五六兵庫県立厚生学院(電話大阪四二九一〇七五二)へ。

【精道中】三年実力検査一月十六日〜十七日 耐寒訓練二十日〜二十五日 参観日二十七日

【山手中】PTA見学会一月二十一日 参観日教育講演会二十四日 参観日校外見学会一月九日

【精道小】展覧会一月三十一日〜二月二日 体位測定十三日〜二十日 児童会長選出十七日 参観日二十一日

【宮川小】子ども安全の日一月十六日 耐寒かけ足二十日〜一月二十五日 参観日二十七日

【山手小】校外見学会一月九日

【岩園小】低学年研究会一月二十四日 学習展一月二十五日

【精道幼】PTA役員会一月九日 参観日一月十日 体位測定下旬 誕生会下旬

【岩園幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】体位測定一月十日 誕生会一月八日

【山手幼】お正月遊び大会二月十一日 どんと大会十六日 参観日二十一日

【岩園幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

【山手幼】お正月遊び一月中旬 参観日下旬 体位測定下旬 誕生会下旬

市立幼稚園児募集

市立幼稚園では、ことしの4月に4才、5才になられるお子様を対象に入園児を募集します。

1月16日から24日まで(土・日曜を除いて毎日午後1時〜4時まで受付)に幼稚園にお申し込みください。

お問い合わせは 幼稚園が市教委管理課へ

新年のレクリエーションご案内

市民囲碁大会

・とき 1月26日午前10時

・ところ 市民会館

市民かるた大会

・とき 1月15日午後1時半

・ところ 市民会館

太陽と緑の保護へ第一歩



町づくりの方向きめた

高度地区指定と建築協定

特集 目的は…、内容は…、将来は…

本市の高度地区指定は、一月五日から効力を生じた。

このように、高層建築対策として建築物の高さを規制しようとする動きは、昨年三月に専任主幹をおいて本格的な調査・準備をはじめて以来、テレビの電波にのって新聞で報じられたりして、全国から注目を集めました。

では、高度地区に指定されたというの具体的などんなことなのでしょう。この紙面は、高度地区指定についての説明をまとめました。市民のみならずご理解いただく一助となれば幸いです。

住宅建設に 今日、都市における住宅不足の原因には、あまりにも都市へ人口が集まりすぎたこと、あまりにも

伴う問題点 市における住宅不足の原因には、あまりにも都市へ人口が集まりすぎたこと、あまりにも

一表一 建ぺい率の表 (建築基準法第55条)

| 用途地域 | 建築物の種類 | 防火地域等 | | 特定行政庁指定区域 |
|-------|--------|-------------|------|-----------|
| | | 右以外の地域・地区 | 防火地域 | |
| 商業地域 | 耐火建築物 | 0.7A | 制限なし | — |
| | その他 | 0.7A | 0.8A | |
| 住居地域 | 耐火建築物 | (A-30㎡)×0.6 | 0.7A | 0.6A |
| | その他 | | 0.6A | |
| 未指定地域 | 耐火建築物 | 0.7A | 0.8A | — |
| | その他 | 0.7A | 0.7A | |

- A 敷地面積
- 角地等で特定行政庁が指定するもの内にある建築物は0.6→0.7, 0.7→0.8, 0.8→0.9とする。
- 巡査派出所, 公衆便所, 公共歩廊その他これに類するものうちにある建築物で、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合で、過小宅地が多い等土地の状況により、やむを得ない場合で特定行政庁が建設大臣の承認を得て法第22条第1項の市街地の区域について指定する区域

高さの制限 (法第57条) 建築物の高さは、住居地域内においては20を、住居地域外においては31をこえてはならない。

制限なし
本市の町づくりには、恵まれた風致、自然環境を生かさねばなりません。しかも、近代的なものと調和をはかりながら、国際文化住宅都市としての土地利用計画を早急にたて直さなければなりません。住宅建設、とくに高層建築に伴って起こる問題、市民の悩みは本市として例外ではなく、たつたからです。そこで、将来の町づくりの方向として「太陽と緑の豊かな町」を基本とし、かつ、一定の条件にかなうならばマンション建設もできるといふように、新しいものも受け入れながら、良好な住宅環境と市民の生活環境とを守っていくことの考え方で、このたびの高度地区指定はこびになつたわけでは、次のページで、高度地区と建築協定の内容をご説明します。

町づくりは ちよつとこのように、都市計画法と建築基準法とにもとづく用途上の制限があります。したがって、都市計画の基本はまず土地利用計画だということをご理解願えたいと思います。

昭和三十九年十二月十六日 建設大臣 坪川信三
一 都市計画の名称及び地区の種類 芦屋国際文化住宅都市建設計画高度地区(第一種高度地区ほか一地区)
一 関係図書縦覧場所 兵庫県庁及び芦屋市役所

は四十二年六月十五日に改正され、六月六日から施行されます。現状にそぐわない部分は改められ、建築基準法も改正案が発表される動きをみせてきました。

一表三 芦屋市における土地利用の地域・地区種別

| 種別 | 土地利用種別 | 性 | 現行制度による制度 | | | |
|--------|---------|--------------------|-----------|-------|--------|-------|
| | | | 用途地域制 | 容積地域制 | 防火地域制 | 景観地域制 |
| | | | 用途純化 | 用途保形 | 健康防災 | 都市景観 |
| 都市計画区域 | 郊外住宅地帯 | 郊外の田園的な住宅地 | 住居地域 | 住居専用区 | 最高高度地区 | 風致地区 |
| | 普通住宅 // | 日照、防火上必要な空地を存する住宅地 | | | | |
| | 防火住宅 // | 防火措置の必要な密集住宅地 | | | | |
| | 集合住宅 // | 土地の高度利用を図る必要のある住宅地 | | | | |
| | 店舗 // | 日常生活に必要な店舗街 | | | | |
| | 周辺商業 // | 周辺市街地の一般商業地帯 | | | | |
| | 都市商業 // | 都市の中心商業地帯 | | | | |
| 都市計画外 | 山林 // | 山林地帯 | | | | 風致地区 |

国立公園 ○すぐれた自然の景勝地を保護する上特別地域 ○公園計画上 第1種特別地域、第2種特別地域

一表二 土地利用計画の地域・地区種別

| 種別 | 土地利用種別 | 性 | 現行制度による制度 | | | |
|--------|---------|---------------------|-----------|-------|--------|-------|
| | | | 用途地域制 | 容積地域制 | 防火地域制 | 景観地域制 |
| | | | 用途純化 | 用途保形 | 健康防災 | 都市景観 |
| 都市計画区域 | 郊外住宅地帯 | 郊外の田園的な住宅地 | 住居地域 | 住居専用区 | 最高高度地区 | 風致地区 |
| | 普通住宅 // | 日照、防火上必要な空地を存する住宅地 | | | | |
| | 防火住宅 // | 防火措置の必要な密集住宅地 | | | | |
| | 集合住宅 // | 土地の高度利用を図る必要のある住宅地 | | | | |
| | 店舗 // | 日常生活に必要な店舗街 | | | | |
| | 周辺商業 // | 周辺市街地の一般商業地帯 | | | | |
| | 都市商業 // | 都市の中心商業地帯 | | | | |
| | 業務 // | 都市の中心商業地帯 | | | | |
| | 家内工業 // | 零細工業地帯 | | | | |
| | 軽工業 // | 軽作業及中小工業地帯 | | | | |
| | 重工業 // | 重化学工業地帯 | | | | |
| | 専用工業 // | 運河鉄道沿いの工業的にのみ活用する地帯 | | | | |
| | 臨港 // | 港湾地帯 | | | | |
| | 農耕 // | 市街地の過度の連たん膨張拡散を防ぐ地帯 | | | | |
| 山林 // | 山林地帯 | | | | 風致地区 | |

国立公園、国定公園 ○すぐれた自然の風景地を保護する上特別地域(特別保護地区)普通地域 ○公園計画上 第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域

